

衆議院議院運営委員長 逢沢 一郎 殿
参議院議院運営委員長 岩城 光英 殿

去る5月27日、「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から内閣総理大臣に対し、「新たな国立公文書館の早期建設に関する要請」がなされました。

この要請に関し、公文書管理法及び国立公文書館を所管する政府として、下記のとおり考えますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

記

(議連要請の「2」について)

1. 公文書管理法では、両議院議長は内閣総理大臣との協議に基づき、歴史資料として重要な文書を国立公文書館に移管できる旨規定している。
2. 政府と最高裁判所とは、平成21年に申合せを行い、民事判決原本や重要な司法行政文書の移管が始まっている。
3. 立法府についても、公文書管理法の規定を踏まえ、重要な文書の移管あるいは寄託等について、所要の御検討をお願いしたい。

なお、政府においては、本年5月に「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を立ち上げたところであり、両議院から同会議への参加の御検討をお願いしたい。

平成26年6月19日

内閣府特命担当大臣 稲田 朋美